

有田町公共施設等維持管理活動用備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有田町内の道路、公園、河川、水路、ため池等の公共的な施設について、自治会や地元組織、団体等が行う維持管理や美化活動等に対して、活動に必要な備品（以下、「貸出品」という。）を貸出すことにより、住民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(貸出対象団体等)

第2条 貸出品を借受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会又は生産組合
- (2) ボランティア団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める団体

(貸出対象活動)

第3条 貸出品を借受けることができる活動は、公道、公園、河川、水路、ため池等の公共的な施設の維持管理や美化活動とし、当該活動が有償か無償かは問わない。ただし、貸出品の保有数等の関係上、町内一斉に行われるような活動については対象外とする。

(貸出品)

第4条 貸出対象とする貸出品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肩掛式刈払機
- (2) スパイダーモア
- (3) 剪定バリカン
- (4) 背負式ブロワー
- (5) サイフォン式簡易放流装置
- (6) 充電器及びバッテリー（前各号の貸出品が充電式の場合）
- (7) その他町長が必要と認める備品

(貸出期間)

第5条 貸出品の貸出期間は、1回の貸出しにつき7日以内とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(貸出料)

第6条 貸出品の貸出費用は、無料とする。ただし、運搬費、燃料費、その他貸出品の使用に係る経費は、貸出品を借受ける者（以下「借受者」という。）が負担するものとする。

(貸出しの申込み)

第7条 貸出品の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の14日前までに、公共施設等維持管理活動用備品貸出申込書（様式

第1号)を町長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに貸出しの可否を審査決定し、公共施設等維持管理活動用備品貸出決定(却下)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 町長は、貸出品の貸出しを決定したときは、公共施設等維持管理活動用備品貸出簿(様式第3号)に記録するものとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、貸出品の使用及び保管にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出品を常に善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること。
- (2) 貸出決定を受けた使用目的及び使用場所以外で使用しないこと。
- (3) 使用時は、使用方法及び注意点等を確認し、安全に配慮しなければならない。
- (4) 第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) その他町長が指示した事項。

(貸出し)

第10条 貸出品の貸出し場所及び日時その他の必要な事項は、借受者と町が調整して決定するものとする。

(貸出しの取消し)

第11条 町長は、借受者が第9条各号に掲げるいずれかの事項を遵守しなかったと認められる場合、又は貸出しが不相当と判断した場合は、その貸出しの決定を取り消すことができるものとする。

2 前項の取消しをされた者が、既に貸出しを受けていた場合は、次条の規定にかかわらず、貸出品の原状回復を行ったうえ、町長が指定した日時までに返却しなければならない。

(返却)

第12条 借受者は、貸出品の返却にあたっては、その現状回復を行い、受け渡しに係る場所及び日時その他の必要な事項について町と調整のうえ決定し、返却するものとする。

2 借受者は、貸出品の返却にあたり、町職員の立会いにより貸出品の状態確認の点検を受けなければならない。

(報告)

第13条 借受者は、次に掲げるいずれかの場合が生じたときは、町長に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

- (1) 貸出品に破損や故障その他異常が生じた場合
- (2) 貸出品の操作により、活動従事者が傷害を負った場合
- (3) 貸出品の操作により、施設や工作物等に損傷を与えた場合

(4) 貸出品の操作により、第三者に人的及び物的に被害を与えた場合

2 町長は、前項に定める場合が生じたおそれがあり、かつ、前項の報告が直ちになされていないと認めるときは、借受者に対し、直ちに状況を確認し、及び報告するよう求めることができる。

3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の報告に加えて、必要な報告を求めることができる。

(損害賠償等)

第14条 借受者は、借受者の責めに帰すべき理由により貸出品を破損若しくは故障させたとき、又は亡失したときは、町長の指示に従い、借受者の負担でこれを弁償し、又は原状に復さねばならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(免責)

第15条 町は、この要綱の規定に基づく貸出品により、又は貸出品を使用して行われた活動において、受給者の責めに帰すべき理由により受給者又は第三者に損害が生じた場合は、その責めを負わない。

2 借受者は、借受者の責めに帰すべき理由により事故が発生した場合、又は第三者に損害を与えた場合は、借受者が一切の責任を負うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

公共施設等維持管理活動用備品貸出申込書

年 月 日

有田町長 様

団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ () _____

有田町公共施設等維持管理活動用備品貸出要綱を遵守し、次のとおり活動用備品の貸出しを申し込みます。
(太枠の中を記入してください。)

貸 出 期 間	貸出： 年 月 日 () 時 から 返却： 年 月 日 () 時 まで
使用目的及び 使用場所（所在地）	(有田町 地内)
貸 出 品	(1) ●●●●●●●●●● 台 (2) ●●●●●●●●●● 台 (3) ●●●●●●●●●● 台
作業参加人数	
操 作 説 明	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
備 考	

※以下は記入しないでください。

決定伺【有田町建設課】

上記申込書について、 別紙のとおり決定してよいでしょうか。 <input type="checkbox"/> 貸出しする <input type="checkbox"/> 貸出ししない				起案日 年 月 日
				起案者
課 長	技術監	副課長	主 査	課 員

様式第2号（第8条関係）

公共施設等維持管理活動用備品貸出決定（却下）通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

有田町長

（公印省略）

年 月 日付で申し込みのあった活動用備品の貸出しについて、次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 貸し出します。	
貸出期間	貸出： 年 月 日（ ） 時から 返却： 年 月 日（ ） 時まで
使用目的及び使用場所（所在地）	（有田町 地内）
貸出品	(1) ●●●●●●●● 台 (2) ●●●●●●●● 台 (3) ●●●●●●●● 台
条件	(1) 貸出品の貸出費用は無料とする。ただし、運搬費、燃料費、その他貸出品の使用に係る経費は、借受者が負担すること。 (2) 使用目的及び使用場所以外で使用しないこと。 (3) 使用方法及び注意点等を確認し、安全に配慮すること。 (4) 第三者に譲渡、又は転貸しないこと。 (5) 貸出品を返却する場合は、貸出しを受けた状態にして町と調整して決めた場所と日時に返却し、町職員の立会いにより貸出品の状態確認の点検を受けること。 ※貸出しが不相当と判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
<input type="checkbox"/> 却下します。	
理由	

担当 有田町建設課

連絡先 TEL：0955-46-5615

Mail：kensetsu@town.arita.lg.jp

様式第3号（第8条関係）

公共施設等維持管理活動用備品貸出簿

年度

No	貸出 月日	返却 予定 月日	貸出品	台数	操作 説明	団体名 代表者名	電話 番号	返却 月日	確認
1	/	/			有 無			/	
2	/	/			有 無			/	
3	/	/			有 無			/	
4	/	/			有 無			/	
5	/	/			有 無			/	
6	/	/			有 無			/	
7	/	/			有 無			/	
8	/	/			有 無			/	
9	/	/			有 無			/	
10	/	/			有 無			/	